

とめ 法人会 NEWS

平成27年8月1日発行

第73号



長沼・伊豆沼のハス祭り

夏の長沼・伊豆沼は、湖面いっぱいに数十万本のハスの花が咲き、その光景はまさに極楽浄土。

今年も、8月1日から31日まで「ハス祭り」が開催され、期間中は、湖畔にある特設桟橋から湖上遊覧の屋形船や小船が出て、ハスの花の間を縫うようにゆったりと運航し、水面で涼みながら、間近で美しい花や景色を楽しむことができます。

目次

- P.1 長沼・伊豆沼のハス祭り
- P.2~3 平成27年度宮城県一般会計予算
- P.4 宮城県税事務所からのお知らせ
- P.5 佐沼税務署からのお知らせ
- P.6~7 会員企業リレー、法人会トピックス
- P.8 青年部会設立20周年記念事業、女性部会事業

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

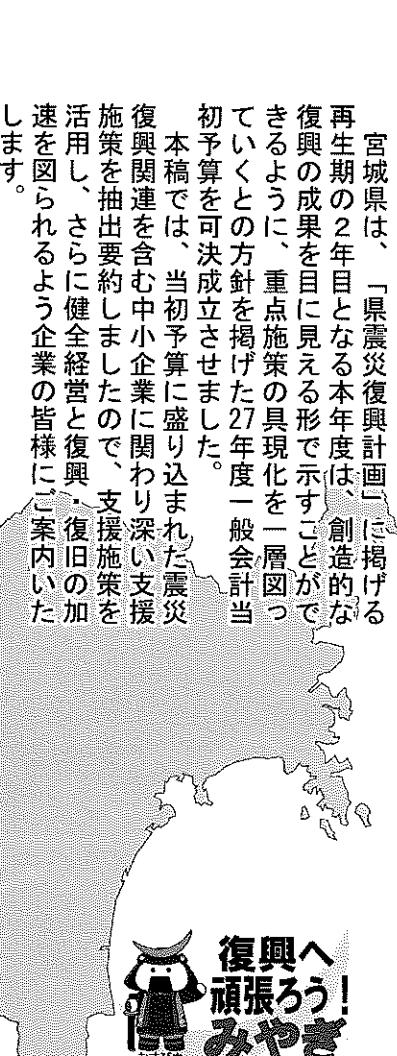
e-Taxを利用して所得税の申告をするこんなメリットが! 添付書類の提出省略 還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 イタックス 検索

宮城県は、「県震災復興計画」に掲げる再生期の2年目となる本年度は、創造的な復興の成果を目に見える形で示すことがでできるよう、重点施策の具現化を一層図っていくとの方針を掲げた27年度一般会計当初予算を可決成立させました。

本稿では、当初予算に盛り込まれた震災復興関連を含む中小企業に向け深い支援施策を抽出要約しましたので、支援施策を活用し、さらに健全経営と復興・復旧の加速を図られるよう企業の皆様にご案内いたします。



**復興へ
頑張ろう!
みやぎ**

平成27年度一般会計予算

中小企業への支援施策

中小企業への支援施策

■ 中小企業施設設備 復旧支援事業

震災により「補助の対象となる経費」における生産施設及び生産設備の全部又

■ 中小企業等復旧・ 復興支援事業費補助金

大型／③地域に重要な企業集積型／④水産（食品）加工業型／⑤商店街型のグループ機能を持つ中小企業グループで、震災で損害を受けた施設・設備の復旧に要する経費を補助対象とする。県内の被災中小企業等によるグループが一体となって進める復興整備計画を作成し、県に申請し、県が認定した場合、復興整備計画に基づいて行う施設・設備の復旧整備に対し、補助する。補助率は事業費の4分の3以内。

2. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

3. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

4. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

5. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

6. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

7. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

8. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

9. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

10. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

11. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

12. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

13. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

14. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

15. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

16. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

17. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

18. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

19. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

20. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

21. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

22. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

23. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

24. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

25. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

26. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

27. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

28. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

29. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

30. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

31. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

32. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

33. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

34. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

35. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

36. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

37. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

38. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

39. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

40. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

41. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

42. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

43. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

44. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

45. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

46. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

47. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

48. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

49. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

50. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

51. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

52. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

53. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

54. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

55. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

56. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

57. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

58. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

59. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

60. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

61. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

62. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

63. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

64. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

65. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

66. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

67. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

68. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

69. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

70. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

71. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

72. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

73. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

74. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

75. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

76. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

77. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

78. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

79. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

80. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

81. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

82. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

83. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

84. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

85. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

86. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

87. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

88. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

89. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

90. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

91. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

92. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

93. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

94. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

95. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

96. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

97. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

98. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

99. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

100. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

101. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

102. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

103. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

104. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

105. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

106. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

107. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

108. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

109. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

110. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

111. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

112. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

113. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

114. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

115. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

116. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

117. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

118. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

119. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

120. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

121. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

122. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

123. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

124. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

125. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

126. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

127. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

128. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

129. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

130. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

131. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

132. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

133. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

134. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

135. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

136. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

137. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

138. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

139. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

140. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

141. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

142. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

143. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

144. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

145. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

146. 被災中小企業対策資金 利子補給事業

を負っているものの、関係金融機関からの新規融資が見込まれ、「宮城県産業復興相談センター」において再生可能性があると判断された事業者となる。

■宮城県信用保証協会

経営基盤強化対策事業

宮城県中小企業制度融資を利用する中小企業者に対し、宮城県信用保証協会の基本保証料より引き下げた

県制度保証料を設定することにより、利用企業者の負担軽減と融資の利活用を図る。
例・経営安定資金・一般資金（協会基本保証料率1.90%～0.45%）

担 商工経営支援課

■ものづくり企業者 販路開拓・取引拡大支援事業

震災により受注先の確保が困難となつた県内のものづくり中小企業に対し、商

談会の開催等のマッチング機会の創出などにより、販路開拓と取引拡大を図るため、商品の受注確保と販路開拓の支援を行う。

他都道府県や産業支援機関、学術研究機関等が主催し、県外で開催される展示商談会に出席する中小企業者に対し、旅費等の出展に要する費用の一部を補助す

る。県内に事業所を有し、復興のために受注拡大を図る中小企業者を対象に、小間料や旅費等の出展に要する費用の一部を補助する。補助率は2分の1以内で、上限は10万円。

また、県内製造業の當業力強化のため、WEBを活用したマーケティング手法に係るセミナーの開催や大手マッチングサイトの利用を促進するための支援を行

担 新産業振興課

■商業機能回復支援事業

被災地域の商業機能の定着・安定と住民サービス提供の継続性を確保し、商業

機能の回復のため、店舗等の施設及び設備を復旧する被災事業者に対し、費用の一部を助成する。

補助対象者は、震災により甚大な被害を受けた宮城県内の中小企業で、①卸売業・小売業・飲食業・サービス業、②被災施設の被災程度が全壊・大規模半壊、③補助対象経費が200万円（税抜き）以上であることとの全てに該当する者となる。

補助率と補助限度額は、
①被災程度が全壊は補助率が45%以内で補助限度額は上限270万円・下限90万円、②被災程度が大規模半壊は補助率が35%以内で補助限度額は上限210万円・下限70万円となり、他の宮城県が実施する施設等の復旧補助制度との併用は認められない。

（事業期間は平成27年度まで）

■みやぎ雇用創出対策事業

■みやぎ雇用創出対策事業

リストラ等により離職を余儀なくされた者を、公共職業安定所の紹介により雇い入れた事業主等に対し、奨励金を支給する。

①再就職援助計画又は大量雇用変動届の提出があつた事業所からの離職者であり、

中高年齢（40歳以上64歳以下）の非自発的離職者を雇い入れた事業主、②非自発的離職者を雇い入れた農業法人・NPO法人で、奨励金額は対象者1人につき45万円（中小企業等）。

事業者への補助事業を実施して安定的な雇用を創出する。

■女性・中高年齢者スキルアップ雇用促進事業

雇用の促進と人手不足の事業所が、助成対象となる労働者を期間の定めのない雇用等で雇い入れた場合に、雇入後3年間にわたり人件費の一部を助成する。

（事業期間は平成27年度まで）

■女性・中高年齢者スキルアップ雇用促進事業

雇用の促進と人手不足の事業種等における人材確保を図るため、子育てを終えた女性や40～64歳までの中高年齢者（対象労働者）を雇用して、3～9か月のOJT及びOFF-JTを行い、業務に必要な資格取得や経験の蓄積、復職に必要な知識・技術の習得等の人材育成を図り、事業終了後も対象労働者を期間の定めのない雇用として雇入れた中小企業等に対象労働者の研修期間中の人件費（事業費の1/2以上）及び研修経費（指導担当者に関する経費を含む）を補助する。

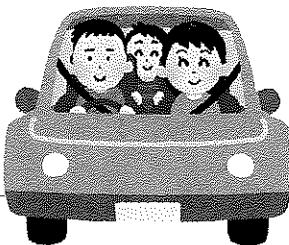
■雇用対策課

担 雇用対策課

上記施策の詳細やこれら以外の中小企業施策については、宮城県のホームページに掲載しておりますので、ぜひサイトの閲覧をお薦めします。また、担当課も記しましたので、お尋ね下さい。

自動車税督促状送付のお知らせ

当所では、平成27年度の自動車税が未納となっている方に対して、平成27年6月30日付けで督促状を送付いたしました。



【財産の差押】

督促状を発した日から10日を経過した日までに納付されない場合には、地方税法の規定により、滞納者の財産を差し押さえなければなりませんので、その時点からいつでも財産が差し押さえられる状況にあるということになります。

実際には、滞納者の財産の調査を行う必要があり、直ちに差押を執行される例は多くはありませんが、法律上は、差押が可能な時期になっています。

【県税収入の確保】

東日本大震災から4年が経過し、今年度は、「宮城県震災復興計画」における「再生期」の2年目に当たり、震災復興に向けた様々な事業を執行するためには、自主財源である県税収入の確保がますます重要となっております。

中でも、自動車税は、当所における県税収入のうち、約28%を占める基幹税目となっており、県税収入を確保する上で、自動車税の収入率を向上させることが重要な課題となっております。

当所では、滞納している方に対して、差押等の滞納処分を受ける前に自主的に納付するよう納税折衝を進めておりますが、自主的な納税を期待しながらも、納付の約束を守つていただけなかった場合などには、やむを得ず、滞納者が所有する財産の差押や差し押さえた財産の換価処分などを執行することもあります。

そのような厳正な対応をすることが、自動車税を納期内に納められている多くの納税者との公平性を保つことにも繋がるからです。

【生活困窮者等への対応】

しかし、一方で、生活に困窮されている方や、事業を休廃業された方など、納税してもできない状況にある方もおり、画一的に滞納処分を執行するのではなく、調査において、そのように納税ができない状況にある方であることが判明した場合には、一時的に差押等の滞納処分を停止したり、数回に分けて納付していただくなど、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行っています。

当所としましては、今後も、地元の関係団体等の御協力をいただきながら、納期内納付や自主納税の推進など、県税収入の確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願ひいたします。

※ 自動車税に関するお問い合わせは、納税通知書を発行した県税事務所までお願いします。

佐沼税務署 人事異動

(H27.7.10付・敬称略・署外異動)

【転入】

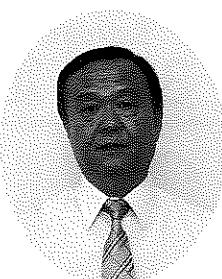
- ▽署 長 榊 幸弘（仙台北署筆頭副署長）
- ▽総務課総括上席 工藤 秀晃（仙台北署管理運営）
- ▽総務課上席 佐藤 浩二（気仙沼署管理運営・徵収）
- ▽総務課上席 石龜 尚（仙台国税局調査部）
- ▽個人課税調査官 伊藤 絵美（仙台国税局調査査察部）
- ▽法人課税統括官 吉川 幸浩（山形署法人課税）
- ▽法人課税上席 櫻井 広之（石巻署法人課税）
- ▽法人課税上席 山内 清孝（一関署法人課税）

【転出】

- ▽東京国税局調査部 大木 正（署長）
- ▽盛岡署管理運営部門 林崎 守（総務課統括上席）
- ▽相馬署管理運営部門 浅野 勝（総務課上席）
- ▽盛岡署徵収部門 齊藤 明年（総務課上席）
- ▽仙台北署特別調査官 木村 望（法人課税統括官）
- ▽仙台中署特別調査官付 阿部 俊博（法人課税上席）
- ▽古川署法人課税部門 小野寺千寿華（法人課税上席）

本年の人事異動で佐沼税務署長を拝命し、このほど着任しました榊でございます。登米法人会及び会員の皆様方に

は、従来から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜つてあると大木前署長より伺い、大変心強くまた頼もしく感じているところです。



佐沼税務署長 榊 幸弘

する中、直面する課題であるマイナンバー制度の円滑な導入に向けた取組をはじめ、今後、様々な分野で、皆様方から変わらぬご支援・ご協力をいただきながら、「一つ一つの課題を乗り越えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

税務署からのお知らせ 猶予制度の見直しについて

1 税制改正

納税者が災害を受けた場合や財産の換価により事業の継続を困難にするおそれがあるなど、一定の用件に該当する場合は、1年の範囲内で国税の納付又は財産の換価が猶予され、その間の滞税の全部又は一部が免除されることとなります。

2 主な改正事項

(1) 申請による換価の猶予

猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付の履行を確保する観点から、現行の税務署長の職権による換価の猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予が新設されました（国税徵収法151条の2）。

(2) 申請書に添付する書類

納税者の納付能力等を的確に判断し、猶予手段を円滑に進める観点から、猶予の申請に当たっては、資産及び負債の状況のほか、収入及び支出の状況を明らかにする書類を添付することとされました（国税通則法46条の2第2項、国税徵収法151条の2第3項）。

(3) 担保の提供を要しない場合

猶予制度を使いやくする観点から、担保の提供が必要となる税額の基準が50万円から100万円に引き上げられるとともに、猶予期間が3か月以内の場合についても担保を提供する必要がないこととされました（国税通則法46条5項、国税徵収法152条3項、4項）。

※ 改正後の猶予制度の内容、申請書の書き方を国税庁ホームページに掲載するほか、税務署の窓口に「猶予制度周知リーフレット」及び「猶予の申請の手引き」を備え置いています。

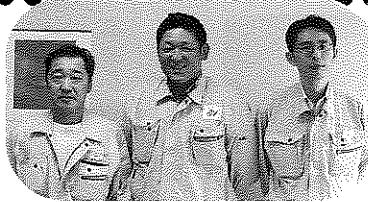
3 適用関係

申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。また、改正後の職権による換価の猶予は、同日以後に行われるものについて、改正後の納税の猶予は、平成27年4月1日以後に申請するものについて適用されます。



会員企業リレー vol. 5

「信頼され地域に貢献する企業に」



《南方支部》

紅忠コイルセンター東北 株式会社
代表取締役社長 古澤 宏和 氏

「皆様に信頼され地域に貢献する企業をめざそう」という
紅忠コイルセンター東北(株)様を訪問しました。

「無災害1503日を達成しよう!」と全社を挙げ災害ゼロに取り組んでおられる古澤社長さん。無災害は、「会社の安心・安定と社員の幸福」に繋がるといい、訪問日は758日無災害を継続中でした。

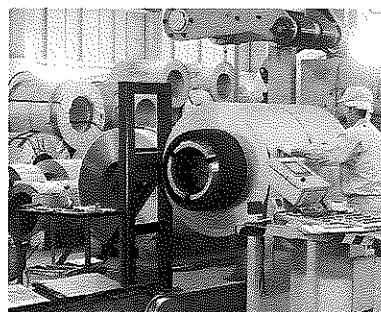
会社は、昭和2年初代松島彦太郎氏が、東京・本所堅川町に創業した松島商店が前身。昭和37年、松島鐵鋼(株)に改組し、昭和45年に宮城県丸森町に工場開設。その後岩沼市、登米市に事業部を開設。

平成23年、登米市に東北・ホンゴー事業部を統合し、平成24年に本社を移転。

平成26年、伊藤忠丸紅鉄鋼(100%事業会社化)し紅忠コイルセンター東北(株)に

企業理念

1. 顧客満足度 100% 達成
2. 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の習慣化
3. 社員の幸福



工場内作業風景



災害ゼロ目標パネル前 古澤社長さん

法 人 会 NEWS 法 人 会 NEWS

社会貢献事業 月刊誌寄贈

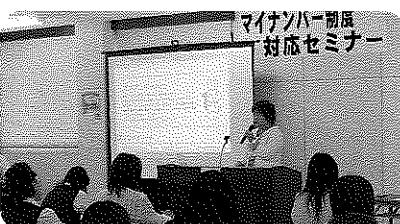
登米法人会では、社会貢献事業の一環として昨年4月から登米市迫図書館へ「登米市雑誌スポンサー制度」による月刊誌の定期寄贈を行っており、今年度から新たに登米図書館、なかだ図書室へも寄贈を始めました。



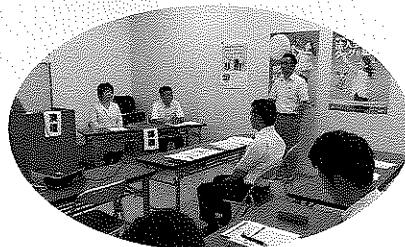
迫図書館の常設コーナー



7/1 米山農村環境改善センター
(登米みなみ商工会共催)



6/26 登米中央商工会館
(登米中央商工会共催)



7/6 登米法人会青年部会



7/22 JA miyagi登米グリーンN・A・C
(みやぎ北上商工会共催)

マイナンバー制度対応セミナーを開催

今年10月から、マイナンバー（社会保障・税番号）制度に基づく「個人番号」並びに「法人番号」が交付され、平成28年1月1日から運用が開始されます。

登米法人会では、この制度の基礎知識、企業・事業所での実務対応等についての理解を深めるため、登米市内3商工会との共催で「マイナンバー対応セミナー」を開催しました。講師には、社会保険労務士西條清美氏、佐沼税務署阿部総務課長さんらを招き、解りやすく、丁寧に説明していただきました。

法 人 会 NEWS 法 人 会 NEWS

記念式典・講演会を盛大に挙行！

平成七年一月十四日に設立し、

本年で二十周年を迎えた青年部会が、五月十九日、ホテルサンシャイン佐沼を会場に「設立二十周年記念事業」を開催。当日は、佐沼税務署大木正署長を始め多数の来賓を招いて、午後三時から経済ジャーナリスト須田慎一郎氏による記念講演会で幕を開け、記念式典、記念祝賀会と記念事業を盛大に挙行いたしました。

記念式典では、部会発展への功労者、事業協力者の方々に感謝状が贈呈されました。

▽組織功労者
工藤清彦氏（一代部会長）
日下俊氏（三代部会長）

熊谷敏明氏（四代部会長）
及川昭宏氏（五代部会長）

▽事業協力者
登米市立小学校 9校
登米市立中学校 22校

△キヤップ運動



記念式典 式辞を述べる佐藤政寛部会長



記念祝賀会 閉会挨拶
加藤亮新部会長

記念講演会 热弁を奮う須田慎一郎氏



ナイスバーディ！競技風景

女性部会 パークゴルフ大会

6月2日、体力増進と部会員交流を目的に始めた本大会も9回目となり、今年は、やくらいいパークゴルフ場を会場に開催。参加18名は、和気あいあいと4コースをまわり、爽快な汗を流しました。結果は次の通り。

（敬称略）

優勝 高田貞子（株）高田商店

準優勝 鈴木かつえ（公社）登米法人会

第三位 岩間まさき子（有）そばの里更科



通常総会風景

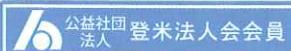
飯塚新部会長

女性部会 平成27年度通常総会

女性部会平成27年度通常総会を、ホテルニューグランヴィアを会場に開催。今年度は役員改選期にあたり、2期6年部会長を務められた高橋ぐに子氏が退任され、新部会長に飯塚敬子氏が就任。副部会長には、浅野清子・伊藤ゆみ子両氏が再任され、新たに高田貞子氏が選任されました。

総会終了後には、（株）ヨークベニマル顧問で（株）仙台北辰会長の中川連氏を招いて『なせばなる』と題した講演会を開催。「高い志と夢を持ち、世の為、人の為に精進していると、会社も良くなっていく」と語り、約1時間30分の講演会に、出席者は熱心に聞き入っていました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい